

## 平成27年度第3回周南市立学校給食センター運営審議会 会議録

日時 平成27年10月20日(火) 13時00分～14時00分

場所 周南市市民会館2階 大会議室

- 1 開会
- 2 教育部長あいさつ

本日は、委員の皆様には、大変お忙しいところ、臨時の学校給食センター運営審議会ということで、お集まりいただき、お礼申し上げたい。

7月15日のパンの異臭事案、9月15日の米飯への害虫混入事案など、重篤な事案が重複して発生し、子供たちはもとより、保護者や学校教職員、審議会委員の皆様には、大変なご心配をおかけしている。まずは、心からお詫び申し上げたい。

これまで、パンの異臭事案への対応として、熊毛学校給食センター管内を除く学校のパンについては、9月、10月の当面の措置として、それまでの当日焼きパンに替えて、別の業者の前日焼きパンを個別包装して提供してきた。

この間、山口県学校給食会においては、懸命な原因究明が行われたが、9月17日に、原因を特定することができなかった旨の報告があったことから、教育委員会として、改めて、山口県学校給食会に対して、安全・安心な学校給食を実施するための具体策の検討を要請してきたところである。

こうした中、山口県学校給食会から「11月以降のパン・米飯についての新しい提供体制について」提案があるということで、急遽、本日の審議会の開催をお願いしたところである。

本日の議題は、今後も「安心・安全な学校給食」を継続して実施するために、重要な判断を伴う案件であるため、教育委員会としても、主体的な判断を示しながら、委員の皆さまからの、ご意見を賜りたいと考えている。

今後とも、教育委員会を上げて、安心・安全な給食の提供をとおして、学校給食に対する信頼の確保に努めてまいりますので、よろしくお願ひしたい。

### 3 議題

(事務局) 本日の会議は、委員19名中13名の委員の皆様のご出席を頂いている。

周南市立学校給食センター運営審議会規則第5条第2項の規定に基づき、全委員の半数以上のご出席により、成立することを報告させていただきます。

(会長) 審議会の前に皆様にお諮りする。

本日の審議会は、法人の経営に関する情報を取り扱うものである。

「周南市附属機関等の設置及び運営に関する規程」第15条に、「会議は、原則として公開とする。ただし、当該会議が、周南市情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報を含

む内容について審議を行う場合は、会議の全部又は一部を公開しない。」と規定されており、適切な審議確保の観点から、秘密会として審議したいと思うが、よろしいか。

(異議なし) 承認

(会長) 11月以降の学校給食の取扱いについて、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局) これまでの経緯は、7月15日に学校給食パンの異臭事案が発生したことを受け、周南市教育委員会は直ちに、パン給食を停止するとともに、学校給食用物資(パン)の物品売買契約の相手方である公益財団法人山口県学校給食会に対し、原因の究明、再発防止対策を要請した。

県学校給食会においては、パンの加工を委託している山口県パン工業協同組合に対して、原因の究明、再発防止対策を指示され、これを受けて、パン工業協同組合の指定工場となっている当該製造業者の責任において、原因究明に努められた。

その後、原因究明に時間を要することから、教育委員会では、2学期からの安心・安全な学校給食を実施するため、県学校給食会との協議を重ね、その結果、パン工業協同組合の下関市、宇部市、岩国市の3製造業者の指定工場から前日焼きパンの提供を受けて週2日のパン給食を実施するという9月、10月の当面の措置を講ずることとし、本運営審議会に諮問、承認、決定し、現在に至っている。

また、2学期からの米飯給食の実施にあたっては、徳山西、新南陽の学校給食センターには米飯の自炊設備がなく、学校給食パンと同様に、パン工業協同組合の指定工場となっている当該製造業者が炊飯する米飯の提供を受けていることから、教育委員会として県学校給食会に対し、米飯の安全性の確認を求め、夏期休業中にパン工業協同組合による工場査察が実施された。

そうした中、9月15日当該製造業者が提供する米飯に害虫(ゴキブリ)が混入するという事案が発生した。教育委員会として、あつてはならない事案が発生したという認識のもと、県学校給食会の3日間の工場査察に、学校給食課職員、学校給食センターの所長や栄養士が同行し、炊飯作業に立会して、改善事項を指摘し、改善状況を確認することで、現在まで学校給食を継続してきた。

こうした中、9月17日、県学校給食会から7月15日に発生した学校給食パンの異臭事案の調査結果について、パンの異臭原因は、発酵異常の可能性はあるものの、当日のパン生地温度管理等の未実施、及び記録の未記載などのため、原因の特定には至らなかったとの報告が文書で提出された。

以上の経緯については、9月17日、9月28日の周南市議会教育福祉委員会の所管事務調査「学校給食に関する調査」において報告している。

こうした中、10月19日付で県学校給食会から11月以降の学校給食の取扱いについて提案があった。

7月15日に発生した学校給食パン異臭事案の調査結果が、原因の特定には至らなかつ

たとの報告を受け、教育委員会として、改めて県学校給食会に対して、11月からの安心・安全な学校給食を実施するための具体策の検討を要請してきた。今回の提案内容は、まず、3学期からのパンについては、パン工業協同組合の指定工場である岩国市・宇部市の2製造業者が製造及び配送を行うこととし、9月から岩国市の製造業者が当日焼きパンの提供をしている熊毛地域も含め、栗屋、住吉、高尾及び鹿野の学校給食センター管内並びに大津島小学校の約7,800食は、当日焼きのパンを提供し、残りの徳山西及び新南陽学校給食センター管内の約4,400食は、宇部市の製造業者が、前日焼きパンを提供するとしている。また、徳山西及び新南陽学校給食センター管内の約4,400食の米飯については、周南市内の新たな事業者と委託契約を締結することで、米飯を提供するとしている。

3学期からの新たな提供体制への移行期となる11月、12月の措置として、まず、パンの提供については、9月、10月の当面の措置を継続するとし、配送については、11月から各製造業者による配送に切り替えるとしている。次に、徳山西及び新南陽学校給食センター管内の約4,400食の米飯については、これまでどおりの対応を継続するとしている。

教育委員会としては、「安心・安全な学校給食の提供」を最優先に考え、今回の提案を受諾したいと考えている。ご審議をよろしくお願ひしたい。

(事務局より資料の説明)

「取扱注意」と書かれた資料は学校給食会より教育委員会へ『新たな製造配送の変更について』の提案文書である。1ページ目のすみ塗り部分については会社名である。会社の正当な競争力等々に影響が及んではならないとの中で、すみ塗りにさせて頂いた。この会場の中でも会社名の方は控えさせて頂きたい。

2ページ以降は具体的な提案内容である。すみ塗りがしてあるのは柳井市、下松市、周南市の中でも教育委員会の施設でないもの、県の施設等の関係が書いてあるため公表前の配慮という事で、すみ塗りがしてある。具体的な業者名が明記されているので取扱注意をお願いしたい。別紙には、パン・米飯を学校給食センター管内ごとの学校名と5月1日付の食数を明示した。パンについては、9月・10月は当面の措置として8月12日の当審議会において開催・決定をして頂いた内容。11月・12月は、移行期として製造業者は変わらないが、配送を製造元から直接学校にお届けすることになる。3学期からは新たな提供体制として、7月までの製造業者から岩国、宇部の2社に区分することになる。岩国の業者は当日パンの配送が可能。宇部に関しては現段階においては前日焼きパンを個別包装したものの配送になる。米飯に関しては、安全性を担保するという意味で、夏休み中にいろんな改善を実施して頂いた。それをもって、9月・10月の当面の措置が可能という事で、従来の事業社で徳山西・新南陽センター約4,400食をお願いしていたが、これも3学期から周南市の新規の事業社で炊飯・配送を行っていただく。徳山西・新南陽センター以外は各センターで炊飯している為、周南市の管理の中で製造配送をして参りたい。

【質疑応答】

(会長) 質疑はありませんか。

(委員) 個包装が続く場合の袋代はどうなるのか。

(事務局) 従来業者のパンは袋に入っていなかったため、移行期間の間も業者負担で袋代をみていただいていた。今回の提案で周南市が袋入りパンを決定すると給食材料費の一部となるため保護者の方へ負担をしていただくことになる。しかし、給食費は市内全体で調整していくのでセンター間での差が生じない同じレベルの給食が食べられるよう調整する。

袋代で負担が高くなるが、パンの回数を減らすことによって、今までの給食のレベルを変えないように献立の工夫等を検討する。

(委員) パンの回数を減らすとは、週2回を1回にするのか。

(事務局) ひと月の回数を減らす。一律に週2回を1回にするつもりではない。

(事務局) 周南市は袋に入っていない当日焼きだったが、他市には袋に入った前日焼きのパンを提供しているところもあり、給食費の中で賄われている状況。

時期によって野菜が高騰した場合のように、食材を購入するという全体の経費の中で吸収していくという考え方と同じ。当面の措置の中では、今回の原因が提供される側にあるという事で、袋代を業者に負担をして頂いていた。今後、周南市の給食を続けていく上で、前日焼きを利用していかなければならない状況となったことから、基本的に袋代の負担を考えていかなければならない。パンの回数を減らすというのはひとつの方法であり、全体で経費を吸収していく。

現在、自炊の出来ないセンターの米飯は、委託炊飯のため、自炊しているセンターに比べて経費がかかっているが、市内全体で給食費が統一されている。給食に差があってはならないので、同じ給食費とし全体でカバーしている。それと同じように考えて取り組んでいきたい。

(委員) 3点質問したい。まず、前回は保護者あて文書を課の方をお願いしたが、今回も同様をお願いしたい。次に、業者変更の実施時期が3学期からになる理由が資料によって異なる。一方は「配送車・人員確保が必要、献立が既に決まっている」とあるが、もう一方の移行期の措置を見ると「製造配送まで決定している」とある。理由として保護者に納得してもらえるのか。11月の献立変更ができないのは納得してもらえと思うが、12月は納得してもらえる説明ができるのか。

小学校校長会において、学校によってかなり温度差があると思う。この審議会の報告をした場合、校長先生によっては心痛があると思う。事を進める前に各学校長へ打診してもらいたい。1ペーパーだけでは納得してもらえないかもしれないので学校別の対応など

考えてもらいたい。PTA会長の立場も難しいと思う。

(事務局) 12月の献立は変えられない。2学期の献立については既に決定しており、給食材料購入の関係で難しい。3学期なら大丈夫ということ。

保護者宛て文書については、当面の措置を実施する際も、学校とも取組みについて情報共有しながらやってきた。今回も同様に取り組んでいきたい。

(委員) 岩国の業者になるが、もし同じようなことがまた起こった時、また会議をやって、業者が限られる中、最終的にパンを止めて米飯にしようとなった場合、前回の会議でパンの献立でしか摂れない栄養があるとの回答があった。それはどうなるのか。

飲食業では、食中毒事件が起こったら営業停止の後、改善が認められたら営業再開になる。給食に関しては、改善が見られたら元の業者にもどることがあるのか。

(事務局) パン業者が限られている中で、新しいセンターになれば、ご飯は自炊できる。パンの提供が難しい状況が出てくれば、パンの回数を減らし、米飯の回数を増やしていくということも将来的には考えられる。栄養については献立作りの中で、栄養士と考えていかなければならない。

全国的に米飯給食だけでやっているところもある。今回の提案についても、県学校給食会と周南市が食材の購入の契約を結んでいる。県学校給食会はパンを加工することができないので、パン工業協同組合と委託契約をしている。パン工業協同組合の中の事業として「学校給食の提供」として受けており、組合が学校給食のパンを任せても良いと判断した業者に製造をまかせているため、周南市が直接業者を新たに認めたり外したりはできない。

(委員) 全国的にパン給食自体の傾向がどのような方向に向かっているのか知りたい。

今までの説明を聞くと、限られた予算の中で、業者としてはあまり受けたくない案件であると思う。単価も安く、衛生面も民間に販売するより厳しい。また、納入時間など要求されることが大きいと思う。個数は稼げるだろうが、民間のもうかる仕事の方が良いとの業界の流れがある中、高くを望むと給食費に添加されたり、パン食の実施が困難になると思う。一つだけの事案を見てきちんとやってくれるところに替えて、高くを臨むと給食費に添加されたり、これはできないとなれば、保護者の側も踏まえて言わないと、結局われわれ、子どもに戻ってくると思う。案内等で保護者の方が理解できる文書があれば、PTA・学校は、色々な兼ね合いがあった上でベターな方法なんだと読み取れると思う。

(事務局) 全国的な傾向は把握していない。以前は、周南市においてもパンの供給業者が1箇所だけでなかった。価格的には安いので、数をこなしていくことが安定につながるが、子どもの数も減っており全体としては数が増えるのは難しい状況にある。給食の取組の中では保護者の方に情報を提供していくのは給食の事情を理解してもらう上では有効な手立てと思う。

(委員)保護者の方からの質問として想定できるのは、給食費に袋代が添加されず給食費は上がらなくなれば、「給食の量が減るのではないか」という事と思う。給食費が上がるとか量が減るとかではないとの説明を文書等にしてほしい。

(事務局)心配される場所はそこだと思うので、工夫してみたいと思う。

(委員)教育委員会の提示案件に賛成を前提に言いたい。30年位前に自身が県レベルで給食に携わっていた。当時はパン給食だけで、米飯給食導入に積極的な役割を果たしたのが当該業者。100%県産パンを作ろうという時に、積極的に開発に関わって成功したのも当該業者。当時、周南地域でも数社のパン業者がいたが、いろいろな事情により撤退した。そのような中「子ども達のために誰が給食パンをつくるのか」と、周南市・下松市・光市・大島で積極的な役割を果たしたのが当該業者である。今日の案に賛成という事を踏まえたうえで、当該業者の名誉を伝えたい。また、これから岩国市・宇部市の業者の製造量が増えれば増えるほどリスクが高まるとの心配がある。

(事務局)多くのパンを焼くとなると人もいる、お金もかかる。提案を受ける中で、岩国市の業者については曜日を変更することで、1日に焼くパンの量を抑えられるという事でパンの提供ができると聞いている。量が増えるとリスクが高まるとの理解は同じである。

(会長) 他にはありませんか。

事務局から説明があった通り進めてよければ、拍手をお願いしたい。

(拍手多数) 承認

(会長)議事については承認された。事務局は、今後の事務手続きをお願いしたい。

その他、事務局から何かあればお願いしたい。

(事務局)業者登録について、1件提案がある。

「コッペパンの製造・配送」及び「白ご飯の炊飯・配送」業務は、製造業者が直接、パン工業協同組合や県学校給食会と契約することとなるため、市への業者登録は必要ない。しかし、加工パンや混ぜ込みご飯に関しては、その加工賃を市が直接業者に支払うことになるため、業者登録が必要になる。12月までのパン、米飯は、加工賃が発生しないような献立となっているが、3学期以降は、子ども達に給食をより楽しみにしてもらえるようなバラエティに富んだ献立を提供できたらと考えている。本来であれば、当審議会で、業者登録についてご審議、ご承認のうえ、正式な業者登録をするところであるが、これらの手続きについては、事務局で責任を持って行い、次回開催予定の運営審議会において報告という形で進めさせていただけたらと思う。ご審議、ご承認をよろしくお願いしたい。

(会長) ただ今の提案の説明について、質疑があればお願いしたい。

(委員) 報告はいつになるか。なるべく早い時期に知らせて欲しい。

(事務局) 2月に定例審議会がある。その時に報告させていただく。

(会長) 他に質疑があればお願いしたい。

なければ、事務局から説明があったとおり、進めてよければ、拍手をお願いしたい。

(拍手多数) 承認

(会長)

事務局は、今後の事務・手続き、及び次回の運営審議会での報告もお願いしたい。

その他、学校給食に係る全般的な事でも、質疑があればお願いしたい。

(質疑なし) 承認

(会長) 以上で本日の会議を終了する。

(事務局) 今回の事案が重篤な事案という事で、急なご案内にも関わらず、ご参加ご審議いただき心から感謝する。従業者とはペアーを組んで、安心・安全な給食の提供を工夫してきたが、度重なる重篤な事案が発生し、子ども達の安心・安全に変えられないという事で、苦渋の選択の中で本日の案をお示しさせていただいた。皆様方から頂いたご意見、ご答申の結果を踏まえてこれからの手続きを進めさせていただきたい。

また、保護者の方々、学校長への連絡に関しても、早急に進めていかなければならないタイムスケジュールになっているが、確実に進めさせて頂きたい。

本日は急なご案内にも関わらず、熱心なご審議に感謝申し上げたい。

本日の審議会は、秘密会として審議したので、本日お配りした資料については、回収させていただく。

今後の予定として、明日21日に教育福祉委員会、22日10時に報道発表と考えている。そのため、今回の審議内容については、22日10時までは、外部に漏らさないように取扱いに十分ご注意ください。